

デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業実施要綱

(制定) 令和6年3月12日付5環気地第243号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、エネルギー消費量の削減、非常時の自立性の向上及びデマンドレスポンス活用可能な給湯器である家庭用燃料電池の普及を推進するために行う「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、都内の住宅に家庭用燃料電池又は当該機器並びにエネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器（以下「助成対象機器」という。）を新規に設置する者に対し、当該助成対象機器の設置に必要な経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- 2 住戸 戸建住宅及び集合住宅における、各住居一戸のことをいう。
- 3 家庭用燃料電池 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、電気及び熱を住宅に供給することを主目的としたシステム
- 4 管理組合 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人をいう。
- 5 リース等 契約の名称にかかわらず、貸主が設備を代わりに購入して借主に使用させ、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払うものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

- (1) 2に規定する助成対象機器の所有者又は管理組合
- (2) 助成対象機器をリース等により個人又は法人に対して貸与する者（当該助成対象機器を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行うものに限る。）

2 助成対象機器

助成対象機器は、機器の種別ごとに定める次の全ての要件及び別に定める要件を満たすものとする。

(1) 家庭用燃料電池

ア 未使用品であること。

イ 都内の住宅に新規に設置されたものであること。

(2) エネルギーマネジメント機器及びI o T関連機器

ア 未使用品であること。

イ (1)の家庭用燃料電池に新規に併設するものであること。

3 助成金額

本事業の助成金の助成対象機器の交付額は、助成対象機器の種別ごとに次のとおりとする。ただし、助成金の交付額が助成対象機器の機器費及び設置に係る工事費（以下「機器経費」という。）を超えない範囲において交付するものとする。また、機器経費について国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が機器経費を超えない範囲において交付するものとする。

(1) 家庭用燃料電池

次のア及びイのとおりとする。

ア 助成対象機器を設置する住宅が一戸建ての住宅である場合にあっては1台当たり70,000円、集合住宅である場合にあっては1台当たり120,000円とする。

イ 別に定めるデマンドレスポンス実証に参加する場合は、アに定める額に80,000円を加算した額とする。

(2) エネルギーマネジメント機器及びI o T関連機器

別に定めるデマンドレスポンス実証に参加する場合は、第4 2(1)の家庭用燃料電池1台当たりに併設するエネルギーマネジメント機器及びI o T関連機器の交付額は、50,000円とする。

第5 本事業の実施体制

1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

(1) 公社が助成対象者に対して助成金の交付を行うために造成する基金への出えん

(2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助

(3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務

3 都は、公社に対し、前項(1)による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業

務の実施を求める。

第6 本事業の実施期間

1 第4 3(1)アによる助成金の事前申込（事業の効果的な実施を図るため、公社が別に定める手続をいう。以下同じ。）は、令和6年度から令和11年度まで行う。

また、第4 3(1)イ及び(2)による助成金の事前申込は、令和6年度から令和7年度まで行う。

2 第4 3(1)アによる助成金の交付は、令和6年度から令和13年度まで行う。

また、第4 3(1)イ及び(2)による助成金の交付は、令和6年度から令和9年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年3月12日付5環気地第243号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行するものとする。